

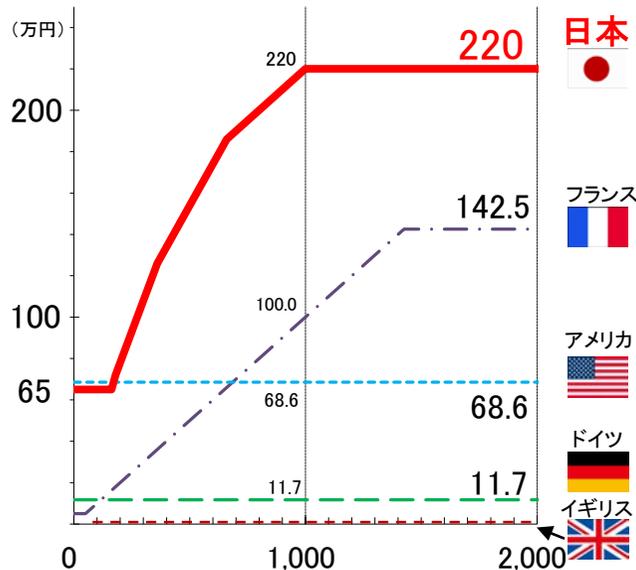
給与所得控除の適正化（令和2年1月施行）

- 給与所得控除は、勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
（給与1,500万円→1,200万円→1,000万円）

（参考）平成26年度与党税制改正大綱（抄）

給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。

給与所得控除の国際比較



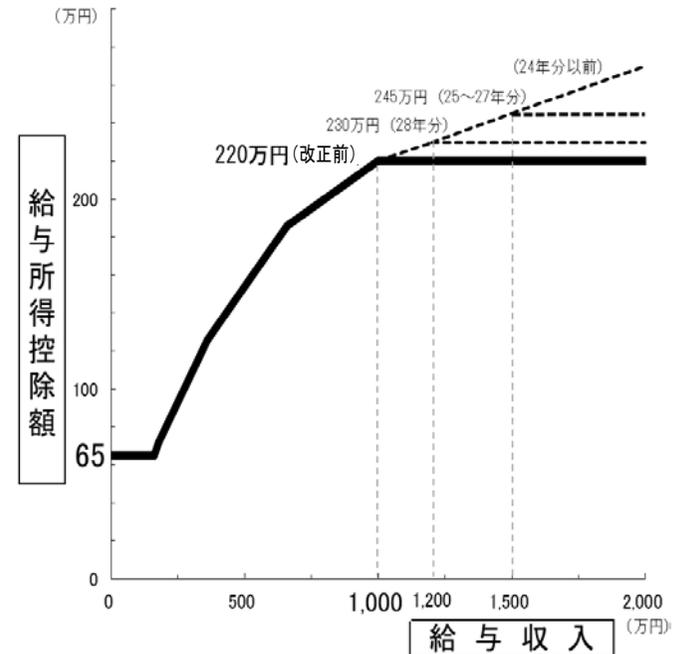
会社員の経費

「家計支出」のうち、会社員の勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

	世帯年収	会社員の勤務関連経費 (注)
平均	632万円	25.2万円
年収5分位階級の最上位平均 (903万円以上)	1,030万円	39.8万円

(注)衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こづかい、つきあい費（家計調査調べ）

これまでの見直し

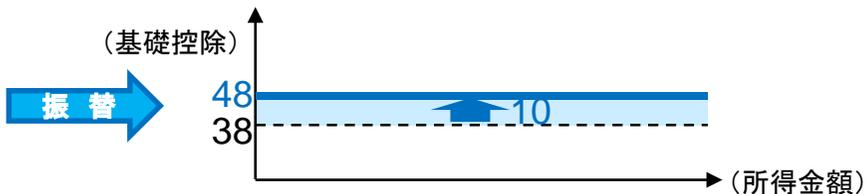
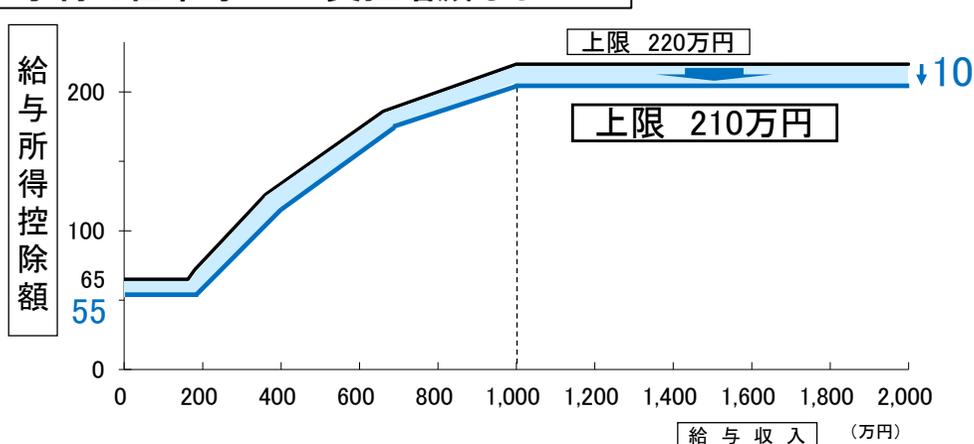


○ これまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き上げるが、子育て世帯等^(注)には負担増が生じないよう措置を講ずる。

⇒ 前回の適正化(1,500万円→1,000万円)同様、96%の方には負担増なし。

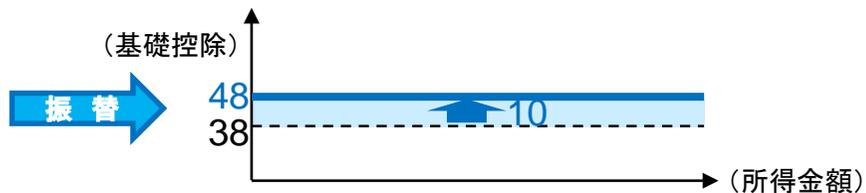
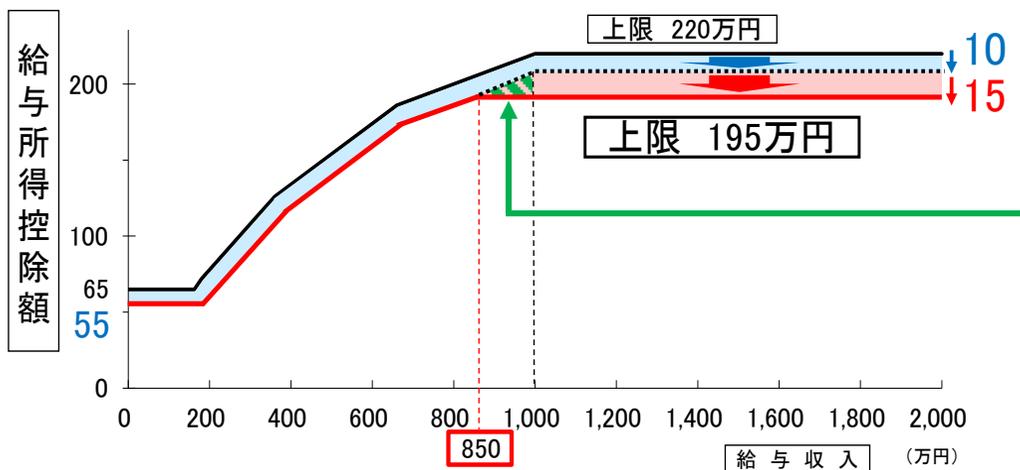
(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等(いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

子育て世帯等 ⇒ 負担増減なし



※ 個人住民税については、33万円から43万円に引上げ。以下同じ。

子育て世帯等以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



※ 850～1,000万円の者は、徐々に控除額が減少

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
控除減	なし	▲5万円	▲10万円	▲15万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円

給与	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
控除減	▲15万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円
負担増	+6.5万円	+6.5万円	+7.5万円 (+31.0万円)	+8.3万円 (+34.2万円)

(注) カッコ内は、基礎控除の通減・消失を加味した場合の負担増